

別紙標準様式（第 6 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度（2025 年度）第 2 回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和 7 年(2025 年)12 月 15 日（月） 10 時 00 分から 11 時 31 分まで
開 催 場 所	市役所別館 4 階 第 2 委員会室
出 席 者	委員 木虎会長 廣井副会長 江崎委員 川崎委員 福澤委員 御明委員 事務局 益田コンプライアンス推進課長代理 辻同課係長 吉川同課主任、植内同課主任、大久保同課主任 担当課 米田市民税課長、村上同課主任 森 D X 推進課長代理 小倉同課係長
欠 席 者	岸本委員
案 件 名	1 諮問案件について 諮問第 650 号 個人住民税事務に係る特定個人情報ファイル の評価書について
提出された資料等の 名 称	・ 諮問書の写し ・ 【個人住民税事務】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価 書） ・ 【個人住民税事務】 特定個人情報保護評価書（全項目評価書） ・ 【個人住民税事務】 特定個人情報保護評価書（全項目評価書） 別紙 ・ 特定個人情報保護評価書の見直しについて ・ 特定個人情報保護評価の概要 ・ 審査の観点
決 定 事 項	諮問第 650 号記載の個人住民税事務に係る特定個人情報ファイ ルの評価書については、特定個人情報保護評価指針に定める実 施手続等に適合した特定個人情報保護評価が実施されるとと

	もに、その内容は、同指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らして妥当である。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	総務部 コンプライアンス推進課

審 議 内 容	
○会 長	審議会開会に先立ちまして、事務局から本日の委員の出席状況について報告をお願いします。
○事 務 局	本日はお忙しい時期にもかかわらず、御出席いただきましてありがとうございます。それでは、委員の出席状況を御報告いたします。本日は委員総数7名のうち、5名の委員に出席をいただいております。事務局からは以上です。
○会 長	委員総数7名のうち、今の時点で5名の出席ということで、定足数に達していると認められます。今日は、傍聴者はいらっしゃいませんか。
○事 務 局	今のところおりません。
○会 長	分かりました。それでは令和7年度第2回枚方市情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。本日の諮問案件は1件ということをお聞きしております。内容は、これまでも本審議会で審議されたことのある特定個人情報保護評価に関するものと聞いております。直近では令和5年に審議を行っておりますが、まず、議題に入る前に円滑な審議ができるように、個人情報保護評価の概要と本審議会の役割を簡単に結構ですので、事務局より御説明をお願いいたします。
○事 務 局	事務局の大久保です。先ほど会長からもありましたように、「特定個人情報保護評価」については、直近では、令和5年度にも御審議いただいておりますが、その時から委員のメンバーも変わっておりますので、改めて、概要から御説明させていただきます。今からの説明は、お配りしておりますA4横向きの1枚もので、見出しに「特定個人情報保護評価の概要」と記載している資料を見ながら進めていきますのでお手元に御用意ください。はじめに、案件の中で登場する用語の意味を説明させていただきます。まず、「特定個人情報」とは、「マイナンバーをその内容に含む個人情報」とであると定義されており、これは、マイナンバーだけを指すのではなく、マイナンバー

と紐付く個人情報も、特定個人情報に含まれます。

次に、「特定個人情報ファイル」とは、特定個人情報をデータベース化して、業務システムのように簡単に検索できるように構成しているものを指します。

次に、「特定個人情報保護評価」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務ごとに、特定個人情報の漏えいや不正利用等のリスク分析を行い、リスク軽減のための措置を評価書に記載する仕組みのことを指します。作成すべき評価書は、資料右側の真ん中にありますように、基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書という3段階の評価があります。この3つのうちのどの評価書を作成するべきかを判断するために、「しきい値判断」という考え方がございまして、その事務で取り扱う特定個人情報の対象人数、特定個人情報を取り扱う職員数、特定個人情報に関する重大事故の有無、この3つの指標に基づいて判定された結果に応じて、評価書を作成し、リスクの分析を行うこととなります。

次に同じく、A4横向きの1枚ものの資料で、見出しに「4. 特定個人情報保護評価の実施手続」と記載している資料を御覧ください。本日の案件の個人住民税に係る評価書は対象人数が30万人を超える事務であり、この資料でもオレンジ色でマーカーを引いていますが、基礎項目評価及び全項目評価を実施する必要があります。全項目評価書については、その内容に重要な変更が生じる場合は、市民の意見を求めるためのパブリックコメントを実施した後、第三者点検を受ける必要があります。この第三者点検というのが、本審議会での審議ということになりますので、今回案件として諮問させていただいております。第三者点検のポイントとしまして、国から示されています審査の観点に記載された資料を参考にお配りしております。右上に別添5と記載されているものです。簡単に説明させていただくと、審査の観点は大きく2つございます。1つ目の観点として、評価書に変更を加える今回の手続が、国の示す指針に定める手続に適合しているか。具体的には、しきい値判断に誤りがないか。評価の時期は適切か。適切な方法で広く住民の意見を求め、得られた意見を十分に考慮して必要な見直しを行っているか。といったところになります。2つ目の観点として、今回の評価書の変更の内容が、指針の目的と照らして、妥当であるか。というところになります。基本的には、お手元にお配りしている全項目評価書の中で、今回の変更箇所の部分にマーカーを引いていますので、そちらの部分について、今の観点をもとに審査をいただく形となりますが、枚方市のこれまでの審議では、今の審査の観点だけに限らず、事務の内容や個人情報の取扱いについて、純粹に疑問に感じた点について自由に発言をいただき、議論をしていただく方式とさせていただいております。「特定個人

情報保護評価の概要と本審議会の役割」についての説明は以上です。

○会長：ありがとうございました。では、諮問第 650 号「個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について」の説明をお願いします。事前に資料を拝見しておりますと、個人住民税の申告について、電子申請を行う環境が全国的に国の主導で、整備されることに伴う内容だということです。十分な審議を行うために、まず最初に、諮問の背景の部分について御説明をいただきたいと思います。お願いします。

○担当課：市民税課長の米田です。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。それでは、「諮問第 650 号 個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書」について、まずは評価書に変更を加えることとなった背景を御説明させていただきます。なお、本諮問は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、定められた特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項の規定に基づき、個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について、意見をお聞きしたく、枚方市附属機関条例第 1 条第 2 項の規定により実施するものです。では、諮問の背景につきまして、令和 4 年度税制改正により、地方税法上可能となっていた個人住民税申告の電子化が今般、実務的な準備が整ったことにより、令和 8 年度分から開始される運びとなったということです。また、これまでから給与支払報告書などの電子的提出や特別徴収、要するに給料から天引きされるということについては、もう既に電子化がされておりました。申告に限らず納付等についても、今までもデジタル化に取り組んできたということです。今回の個人住民税申告の電子化は、そういった地方税における税務手続のデジタル化の一環でもあります。簡単ではありますが、背景に関する説明は以上となります。

○会長：ありがとうございます。今の御説明にありましたように、枚方市では現在、紙でしか個人住民税の申告を受けていないところを共通システムであるマイナポータルの機能により全国的に電子での申告ができる環境が整うという状況があったことに伴って、枚方市もその機能を活用して、令和 8 年度申告分から電子での申告を受け付けるということに伴って、マイナンバーと紐づく個人情報を取り扱う事務で作成しているリスク対策措置などを期した評価書に変更点が発生したということで、それに関して本審議会で意見聴取を行うと、そういう枠組みであるとお聞きしております。まずは、中身の議論に入る前に市民税課から御説明いただきました諮問の背景部分について、どういうふうにながら変わったのかとかいうところについて、もし御質問等がありましたらお出しいただきたいと思います。何か委員の方からありますでしょうか。

では私から。ちょっと何がどう変わったのか、なんですけれども、今まで紙でしか個人住民税の申告を受け付けていないのをマイナポータルでできるようにしますと。そういう話だと思うんですけど、私のような個人事業主は、今まで電子的に申告をして、それが国税から市役所に情報がいくという仕組みになっていたと思うんですが、例えば個人事業主、今まで確定申告をしていた人が、何がどう変わるのか、あるいは変わらないのか、給与所得者の方に関して市民の給与所得者の方に関しては、これによって何か変わるのか、変わらないのか、あとは年金所得者の方とか、それらの方が、何がどう変わるのか、その辺の概要を教えてくださいませんか。

○担当課：まず先ほど言われたように、個人事業主の方、従来の確定申告を出されてる方に関しては何も変わらず、国税庁でやっておられるe-TAXを介して、皆さん確定申告をされておられます。確定申告に及ばない方、例えば年金受給者で年金収入400万円以下の方とかは、従来今まで市民税の申告をいただいております。要は、所得税が発生しない方もそうなんですけれども、所得税が発生せずに住民税のみ発生する方は、住民税の方で申告をいただけてまして、その方達は従来の紙ベースでしかやっていませんでしたが、それが今回、全国的にマイナポータルを使ってできるようになったということで、大きく変わったのはその点です。今回は地方税共同機構が行うeLTAXというシステムを使って行いますが、実際には独自でもう既に電子申告をやっている自治体の中にはあるんですけれども、今回全国的にそれが変わったということで、今おっしゃられた、給与所得者、従来会社で全て年末調整等をやられている方、若しくはそれに伴って年末調整で漏れた分を確定申告されている方は、今回の変更に関しては何も変わることはありません。今まで市民税のみの申告をされてきた方に対して、電子の申告が可能になったということが今回の変更点になります。

○会長：ありがとうございます。これ電子の申告が可能になっただけで、電子申告を使うことが難しいという方は、引き続き、紙での申告もできるっていう、そういうことでいいんですか。

○担当課：そうです。従来どおりの紙の申告はこれまでどおりやっていただいて、並行して一つ選択肢が増えたと考えていただければと思います。

○会長：分かりました。ありがとうございます。それができるシステムが国レベルで準備されたので枚方市もそれを利用することになったという、そういうことなんですかね。

○担当課：そうですね。はい。

○会長：分かりました。ありがとうございます。他に御意見ありましたら。

○御明委員：御明です。よろしくお願いします。前回の会議の終わりのときに、事務局の方から今回は特定個人情報のことが案件として、皆さんまた来てくださ

いという御案内がありました。そのときに市民税の事務について、特定個人情報保護評価の内容について審議をいただきたい。こういう内容だったと思うんですが。ちょっと私、特定個人情報保護評価のところの「特定」という言葉にこだわっているんですけどね。先ほど大久保さんからの御説明では、枚方市民約40万近くおられるんですが、そのうちの30万人が対象になっているという話をされていましたが、30万人も対象になるんだったら、その特定という意味が何か大多数の市民が特定というのは、いわゆる市民の中で30万、40万人おられたら、そのうちの数万人が特定ということで対象になりますよというのは意味が分かるんですけど、もうほぼ多くのいわゆる子供も含めて、30万人の人がもう対象になるというような「特定」というこの意味合いについて、ちょっとそれが私、理解しにくかったです。それともう一つ、今日は市民税のことということで特化して考えたらいいか。マイナンバー制度ありますよね。それとは全くこの特定の個人情報保護評価とは、マイナンバーとは全く関係ないんですか。その2点ちょっとお願いします。

○会 長：事務局からお願いします。

○事 務 局：まず、特定個人情報というのがマイナンバーをその内容に含む個人情報のことであるということです。マイナンバーと本日の案件は別々ではなくて、もう同じ領域のものと。

○御明委員：マイナンバーの中の市民税でしょ。

○事 務 局：そうですね。市民税の業務の中でマイナンバーを使って業務をする。その事務の評価のことについて今回、御審議をいただくということになります。

○御明委員：だから大きなくくりがあるわけでしょ。マイナンバーという。そうするとマイナンバーということであれば、今保険証とのかとか、それからもう一つ、免許証とのかとか、いろいろ出てるわけでしょ。その辺りの整合性ということは、ここでは全然審議されないですか。保険証と紐づけとか、あるいは免許証と紐づけとかいうことで、いろいろマスコミを通じての情報しか我々は、入ってきてないけれども。そういうことの内容については、全然別問題ということですか。

○事 務 局：本日の案件は、市民税の事務にピンポイントで御審議をいただく案件になっておりますので、委員おっしゃるように、大きなマイナンバー制度のくくりについて議論するというよりかは、今回市民税の事務フローに変更が生じたことについて、ピンポイントで議論を基本的にはいただくということになります。

○御明委員：そうなれば、マイナンバーと市民税の御説明のあった、市民税のことの、そのところのマイナンバーの中が見えてこないんですよ。市民税との取り扱いというか。これからマイナンバーで全て処理ができるということな

んですか。

○担 当 課：よろしいですか。まず、マイナンバーですけれども、先ほど言われたように、全ての業務がつながっているわけではないんです。「あくまで住民税は住民税の中だけで、このマイナンバーを使わせていただきます。」ということで、それを使って、例えば保険証、免許証につながるわけではないんです。利用者の方はつながって、それぞれ使えるんですけども、今回は、あくまでも住民税申告におけるマイナンバーを使って、本人を識別するための業務が今回発生しましたということです。その大きなマイナンバーのくくりの中で、他の業務とつながっているわけでは一切ないんです。

○御明委員：ということは、市民税の手続をするときに、マイナンバーカードを使って、いわゆる個人が特定できる、本人確認ができると、ということですか。

○担 当 課：大きく言えばそういうことです。

○御明委員：市民から見たらですよ。

○担 当 課：電子申告をする場合、電子でされる場合に、そのマイナンバーが唯一の確認方法であるので、市民の方からすると、それを提示していただいて入力していただいて、我々がそれを確認するという形になります。

○御明委員：個人のマイナンバーカードの個人番号ありますよね。それを登録したら、全てそこで個人情報が全部出るわけですよ。税金の関係の。

○担 当 課：そうです。税の関係は送られてきた情報です。今回申告に当たって、本人の収入であるとか、後は控除の証明書、生命保険とか、そういう情報が我々の手元に入ってきて、それを個人と一致させます。

○御明委員：確認して、全て個人データが税金に関する個人データが全てそこで分かると。だから利便性が上がると、こういう理解ですか。

○担 当 課：そうですね。利用者の方が今まで出向いたりとか郵送手続をやっていたことが、御自宅で、スマホやパソコンなどでできるようになるということです。

○御明委員：そこまで踏み込んで。

○担 当 課：はい。

○御明委員：分かりました。ありがとうございます。

○福澤委員：これ市民全員が対象ですよ。40万人のうちの30万人が対象ではなくて、40万人のうちの40万人が対象でよろしいですよ。

○御明委員：特定個人情報ということでどうなんですか。特定の人ということですか。

○会 長：まず特定個人情報っていうのは個人情報の中で、マイナンバーを含む情報のことを特定個人情報って法律がそういう定義づけをしてるんですよ。

○御明委員：対象は市民全員ですか。

○会 長：全員でいいですか。

○担 当 課：はい。市民全員です。

- 御明委員：なんか30万人の方が対象とおっしゃったからね。
- 担当課：30万人を超える方です。枚方市民が30万人以上いるので、この評価書の内容を変更しないといけない。
- 御明委員：そういう対象になってるんですね。国からの調査の対象が30万以上の人口の自治体が対象になってるということですか。
- 事務局：最初に説明させていただいたときに、今回対象となる人数が30万人以上と言ったつもりが、「以上」が聞こえていなかったかもしれないです。今回、市民税課でこの市民税の事務を行う上で、先ほどおっしゃられた、一人一人のマイナンバー、それから税の情報、これが登録されてる人数が、今回30万人以上ということになりますので、ここで言う「特定」というのが「市民の中の特定の人」ということではなく、市民の方のマイナンバーを含む個人情報を登録している。マイナンバーを含む情報というのが、特定個人情報という言葉の意味になりますので、もちろん市民の方全員が対象になってくるというのと、あとは人口の規模に応じて7万人しか市民がいない市であれば、そもそも30万人以上対象になることがないので、ここまでの全項目評価を審議するような、こういう会議を設ける必要がないということになります。
- 御明委員：分かりました。私、特定個人ということにちょっと引っかかっていまして。はい。全市民を対象ということなんですね。
- 福澤委員：ちょっと確認させていただきたいのが、市民全員の中で対象にならない人もいるんですか。
- 担当課：基本、事務の中では全市民が対象になります。お子さんであっても、例えば芸能活動をされているお子さんもおられたりしますので、基本的には税が発生する方、全てです。収入がある方全てが対象になります。後は扶養家族の方とか、そういった家族関係とかも税が影響しますので、枚方市民の方全員が基本対象になります。
- 福澤委員：対象にならない人はいないと思ってよろしいですね。
- 担当課：はい。
- 福澤委員：分かりました。
- 会長：ありがとうございます。他に何かありますか。廣井副会長もよろしいですか。
- 副会長：はい。少し音が途切れていて、あまり聞こえていないところもあったんですが、今質問させていただいていいでしょうか。
- 会長：諮問に至る背景の部分について、どういうふうに仕組みが変わっているのかというところを今御質問いただいて、事務局から御説明いただいているんですけども、もしその点に関して御質問等あれば。
- 副会長：背景に関しては大丈夫だと思います。他に1つ質問がありますので、後で

内容についてのタイミングになったら、また質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○会 長：それでは、中身の審議に入っていきたいと思います。それでは続けて特定個人情報ファイルの評価書の変更点について、内容の御説明をお願いいたします。

○担 当 課：引き続きまして、評価書の変更箇所についてですが、まず諮問書の写しですね。次に、概要資料、そして最後に、実際の評価書ですね、それぞれを見ていただきながら順番に御説明していきます。それではお手元の諮問書の写しを御用意ください。1枚もののA4の縦の紙です。まず1の目的につきまして、2段落目を御覧ください。先ほど申し上げましたように、個人住民税事務において電子申告を行う環境が全国的に整備されることに伴いまして、電子データでの申告を受け付け、令和8年度申告分から開始することとなりました。次に3段落目を御覧ください。申告の電子化に伴い、当該特定個人情報ファイルに規則第11条に規定する重要な変更を加えることとなりますので、規則第7条第4項の規定により当該評価書について、次の2つの観点から意見を求めるものです。内容につきましては、先ほどの事務局説明と同じですので割愛させていただきます。続いて、「特定個人情報保護評価書の見直しについて」という概要資料をよろしく願いします。

○会 長：廣井副会長、聞こえておりますでしょうか。

○副 会 長：はい、今聞こえます。すいません、会長と大久保様以外の方の声も、最初聞こえていたんですけど、だんだん聞こえなくなってしまいまして、申し訳ありません。お手数おかけしまして、今は聞こえております。

○担 当 課：それでは、「特定個人情報保護評価書の見直しについて」という横長の資料をよろしく願いいたします。A4横向きのファイルです。よろしいでしょうか。始めさせていただきます。まず表紙をめくっていただきまして、背景経緯に関しては先ほど御説明させていただいたとおりですので、こちらでも詳細は割愛させていただきます。次のページ、現状の図から御説明させていただきます。現在は、窓口若しくは郵送で、紙においてのみ受付を行っている体制となっております。さらにめくっていただきまして、最後のページを御覧ください。こちらは移行後、令和8年度分からの運用イメージ図となりますが、従来までの書面受付に加えて、電子で受付することが可能という体制となります。ここで3つのシステム名を記載していると思いますが、それぞれ簡単に御説明させていただきます。一番左の方ですね。まず一つ目に、「e L T A Xシステム」というのがありますが、こちらは先ほど申し上げました、市民税に関わるe L T A Xというシステムで、国のe-T A Xと同じようなシステムになります。これは都道府県や市町

村が共同して運営を行っている、地方税共同機構という組織が開発運営を行うシステムとなっています。今回このe L T A Xシステムを利用することで、地方税における手続を、インターネットを利用し電子的に行うことができます。ここでは、住民の方が申告した電子データがこのe L T A Xシステムを通じて、国が運営する行政手続のオンライン窓口であるマイナポータルに連携されます。次、2つ目として、「サービス検索・電子申請機能」となっていると思うんですが、これは先ほど説明させていただきましたマイナポータルの機能の一つで、市側はこの機能を使ってe L T A Xを介して、連携された電子申告データをダウンロードさせていただきます。なおe L T A Xシステムの段階では、特定個人情報ファイルではなく、マイナポータルに連携されて、初めて特定個人情報ファイルとなります。言い換えるとマイナポータルに連携されることで、マイナナンバーと電子申告データが初めて紐づけされることになります。次、3つ目、「申請管理システム」ですが、サービス検索・電子申請機能を用いてダウンロードしたデータは暗号化されています。それを読める状態にして、各業務ファイルフォルダに格納するために、このシステムが必要となります。以上、これらの3つのシステムを介在して住民が申告したデータを市として受け取ることが可能になります。それでは最後に、実際に評価書の修正点について御説明申し上げます。特定個人情報保護評価書の全項目評価書をお手元に御準備ください。まずは9ページです。こちらは個人の申請に限らず事業所や日本年金機構も含めた事務全体の図を載せているページとなります。先ほど申し上げたe L T A Xは現在、事業所から申請を受け付けする。又は従業員の方の給与支払報告書等をこちらの方で事業者から送られてきて、また個人の方の支払い等も使えるe L T A Xです。その業務全体を載せています。これは住民税に関することになってくるんですけども。

○会 長：ごめんなさい。ちょっとページに皆さん追いつけていなくて。

○御明委員：全項目評価書のどちらですか。

○担 当 課：全項目評価書の9ページです。個人住民税申告に限らず事業所や年金機構も含めた事務全体を載せています。具体的な修正箇所になるんですけども、この真ん中より右の方です。①住民税申告書（電子）と、字が小さくなっていますが、右の方になるんですけども、矢印で右から6番目ですね。併せて先ほど説明しましたシステムについても記載をしています。加えて、下の図ですね、備考欄の①にも電子申告に関する文言を適宜追加しています。続きまして、27ページを御覧ください。

○会 長：委員のお手元に配付されている全項目評価書の中で、マーカーが付されている部分が、変更された部分ということでいいんですかね。

○担 当 課：そうです。はい。ありがとうございます。次に27ページになります。2.

特定個人情報の入手（リスク１）対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容を御覧ください。こちら、３でe L T A Xからの入手の末尾に「サービス検索・電子申請機能において、当該納税義務者以外の情報の入力をしないよう周知する」という言葉を追記しています。同じくページのすぐ下です。こちらには、「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」と書いています。こちらでもe L T A Xから入手の末尾に、「サービス検索・電子申請機能において、表記等を簡潔にし不要な情報が入手できないように誘導する」と追記しています。先ほどは職員側のリスクの言及でしたが、こちらは、実際に申請をされる市民の方に対しての記述になります。マイナポータル画面上での案内によって不要な情報入手しないように誘導することを意味しています。続きまして、28 ページのリスク２のリスクに対する措置の内容を御覧ください。一番末尾の３． e L T A Xからの入手として次の２点を追加しています。１点目は「サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において、理解してもらいながら操作をしていただき、住民に不必要な負担を負わせないようにする。」ということで、直前の内容と同様、住民の方に対しての記述になります。先ほどのリスク１が、目的外からの入手であったのに対し、こちらはリスク２ということで不適切な方法の側面からの記載となっています。２点目は、「申請管理システムにおける措置として、電子申告データは、サービス検索・電子申請機能以外の方法では入手できない。」ということで、先ほどの概要資料でもお示ししたように、申請管理システムに申告データを送られるには必ずサービス検索・電子申請機能を紹介します。同じページのすぐ下、リスク３の入手の際の本人確認の措置の内容を御覧ください。末尾に「サービス検索・電子申請機能において、住民が付与した個人番号付電子申請データを受領後、署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することで本人確認を行う。」と記載し、電子申告における本人確認の方法について言及しています。住民の立場から考えますと、電子上で本人確認を行うために、電子署名用パスワードの設定が完了したマイナンバーを準備しておく必要があります。これは申請に当たって、これが必要になってくるということになります。では次、29 ページをお開きください。次、リスク４、リスクに対する措置の内容を御覧ください。２．技術的な措置の１項目のところで、サービス検索・電子申請機能についても閉鎖網であるL G W A Nを通じて、入手することを明記しています。ここで、L G W A Nとはインターネットから切り離された行政専用の閉じられたネットワークを示します。続きまして37 ページをお開きください。ここの7です。特定個人情報の保管消去のリスク１、⑤物理的対策を御覧ください。本市では執務室に鍵がかかっていないために、端末等は全てワイヤーをつけてロックをして

います。ノートパソコン等は、その都度鍵のかかる保管庫で保管しています。地方税共同機構やデジタル庁から示された評価書の修正ポイントを参考にして今回端末で新たにサービス検索・電子申請機能の利用を開始することから、事務室内の端末はワイヤーロックで施錠すると明記しております。評価書の修正点の御説明は以上となります。なお、本評価書の修正に関し、公示を行い、広く住民の意見を求めることとされており、パブリックコメントを本年の10月に実施しました。結果としまして、反映した意見がなかったことを申し添えます。以上、長くなりましたが、担当課より説明を終わらせていただきます。

○会長：ありがとうございました。今回の審議の内容については、先ほどから議論をしておりますように、枚方市が個人住民税の申告を新たに電子で受け付ける。そういうルートもできたということに伴って、マイナンバーを利用する事務の流れに変更が生じるということから評価書の内容についても変更が加わったと、そういう枠組みだと思います。こちらの案件の審議ですけれども、国の個人情報保護委員会が示す指針によりますと、特定個人情報評価の内容を決定するに当たり、外部の有識者の意見を伺うということが求められているので、この審議会にかかっているというところです。審議の視点というのは、手続の適合性とあと内容の妥当性と2つの観点を客観的に担保するというようなことが国の指針に示されています。今の2つの観点は、実は最初に説明いただいたこの諮問書で、最初に御説明されたんですけれども、1、目的の①②のところで、①実施手続等に適合した評価を実施しているかということと、あと内容に関して、評価の目的等に照らして妥当と認められるかと、そういう2つの観点で審議してくださいと、そういう枠組みが示されております。一応これは、最後にその観点でまとめたいと思うんですけれども、ただ当審議会としての意見ということで、實際上これらの観点からの意見のみで議論するというのは、なかなか難しいところがあると思いますので、まずは自由に御発言、御意見をいただいて、最終的には、私の方で2つの観点から確認して、答申をしたいと思っておりますので、まずは、今御説明いただいた内容も含めて、自由に議論をしたいと思っておりますので、今、御説明いただいた内容に関連して何か御意見、質問等ありましたらお願いをしたいと思います。

○御明委員：そもそも論の話で恐縮なんですけど、この特定個人情報保護評価指針というのがあるわけですね。基本的に。これが今会長おっしゃった、この目的の①②で、評価をきちっと実施しているか、また妥当と認められるか、それを審議ということなんですけれども、これ国からの指針で、運用方法については各自治体がばらばらだということなんです。私が言いたいのは、国から下りてきた今回のマイナンバーカードと紐づけをして、リンク

をして、この税金関係を利便性を図っていくということですよ、住民の。いわゆる国の指針に基づいてやっているということは分かるんですけども、自治体ごとに、やり方が別々だから枚方は枚方で、こういう審議会がある。あるいは門真では門真のやり方で審議会をやっている。自治体ごとで、そういうことをやっているわけですか。ということは運用の方法が各自治体ばらばらだから、個別にやっておられるということなんですか。ちょっと本当、入り口の部分で申し訳ありません。

○担当課：ありがとうございます。まず基本的に事務に関しては各自治体、今回の日本全国一斉に、この令和8年度から、こういった事務ができるようになりましたので、どこの自治体もやり方は全て同じです。ただ、一番初めに申し上げたとおり、自治体によっては、事前にやっている自治体も既にあります。枚方市の場合は、今までやっていなくて、これに今回新しく追記するというので、評価書の内容が変更になります。各自治体もその人口規模に応じて、評価書は作っておられます。

○御明委員：やり方が違うわけですよ。各自治体で。

○担当課：国から一応示されています。今回のこの評価書に関しても、9ページの表に関しても、こういうふうな形で作りなさいと。基本は同じなんですけど、ここに付け加えて、別の自治体では、例えば郵送手続きを枚方市は行っていないとか、それについては、そこで内容が少しずつ変わってくることがあるんですけども、今回のこの税申告に関しては、全国一斉なので、同じやり方。ただ先ほどの細かいやり方は自治体によって異なる可能性はあるんですけども。一応枚方市としては、このやり方で。

○御明委員：正直、国から示された指針が、結局全く分からないんですよ。だから、例えばここで、この指針どおりやっていますかとか、これが実施されていますかということを聞かれても、国の指針そのものを私は把握していないのに、評価のしようがないということなんですよ。

○会長：私の理解で言いますと、今回、この住民税の電子申告ができるようになりましたと、システム自体は国の方で開発をされて、国の方で特定個人情報の保護の観点からいろいろ検討されて、異論のないような内容のシステムを国の方で開発をされて、それに枚方市が乗りに行くというそういうことだと思います。

○御明委員：そういうことですね。それは分かります。

○会長：なので、先ほど御説明いただいた変更点の内容の中には、これ実は全国的に全く同じ対策をされていて、どこの自治体でも同じような、表現は異なる場合があるのかもしれないんですけど、同じような記載がされている部分が大部分で、ただ、一部分だけ枚方市独自の取組が、あるいは他の自治体は他の自治体独自の取組がある可能性があって、その部分は恐らく自治

体によって少し違う。ということになっていると思います。その観点から、先ほど御説明いただいたうちの、これはもう国で統一的に検討された部分と、ここは実は枚方市独自の部分ですっていうのを御説明いただけますか。

○担当課：電子申請に関してでしょうか。事務全般に関して、申告事務全般ということですか。

○会長：今回の諮問の対象となっている個人情報保護評価書の変更点のうち、表現の仕方は多少、違うことはあるのかもしれないですけど。実質的にはもう全国的に一緒の内容である部分と、あとこれは枚方市が考えたところで、独自に対応する部分という、多分2つあると思うんですが。

○担当課：今回の電子申告に関しては、共同機構が示したとおりの方針であって、そこから枚方市が何か別の方法にすることはありません。ですから、基本は示されたとおりのやり方に基づいてやっております。

○会長：全項目評価書の37ページ、最後に御説明された37ページの部分はワイヤーロックで施錠するっていうところがあると思うんですけど、ここはどうでしょうか。

○担当課：枚方市の市民税課で、デスクトップパソコン、ちょっと大きめの折り畳みのできないようなパソコンを使用しておりまして、これに関しては、なおしたりできないので、これを裏からワイヤーでつないで持ち運びできないように。要は盗難等の防止のために、そういう措置は行っています。通常ノートパソコン、こちらのテーブルにあるノートパソコンに関してはそれぞれ業務終了後に鍵付きの保管庫になおしていますので、ここに関しては、その他市町村は執務室自体の鍵が開まるところもある可能性はありますので、枚方市独自と言えます。

○会長：ありがとうございます。

○御明委員：一番冒頭に説明のあった、この指針どおりに実施しているか、いわゆる目的に対して妥当と見受けられるかと、こういうことの諮問をされてると思うんですけども。基本的には国の示されたことをしっかりやってもらえるかどうかということなんですよ。だからもう一回言いますけれども、国から示された指針というのが、私は特に市民の代表ですから、そういう意味では、国の指針そのものが把握できていないのに、諮問どうですかって聞かれても、答えようがないというのが実情なんですよ。もっと言うと、平たく言えば国のとおりにやっていただけたらそれでOKなんです。だから今会長が言っておられたように、枚方市独自で何か取組されていますとか、枚方市独自でこの部分は変更ありますか、この部分について、ちょっと議論いただきたいということであれば、分かるんですけども。今の市民税課の課長が答えられたのは、もうほぼほぼ仕組みのとおりやっ

すということなので、そうであれば何を我々で答えを出していいのか、ちょっとそこはよく分かりませんね。

○会 長：私も思うところはありますが、ただ当審議会としては、市が国で考えられたその検討の内容を踏まえて、それどおりやられているということであれば、これは枚方市の事務としてはＯＫという評価で私はいいのかなと思っています。

○御明委員：結論的にはね。

○会 長：実質的な審議事項はそこなのかなと私は事前に思っていました。あとは、プラスアルファで何か議論すべきことがあればもちろん御説明いただいて、しっかりやっていますということを、市役所の方から御説明いただくのが役割かと思いますので、そういう観点の議論をできればと思っています。あと、専門的な観点から廣井副会長よろしいでしょうか。

○副 会 長：基本的には、これまでのシステムに乗る部分と紙の手續に乗る部分が多いので、変更点としては、そこまで大きいものではないかなと認識しています。一つ気になるのが、フローとしては紙とほぼ一緒かなと見受けられるんですけども、今回特に新しくできたのかなと思うんですが申請管理システムというものがあって、これは恐らく、先ほど途切れ途切れてよく聞こえなかったのもあるんですけど、物理的なワイヤーロックで留めるとおっしゃっていたのが、これかなと思うんですが、物理的にはそれでリスク対策にはなるかなと思うんですが、端末が端末としてあって、アクセスできるような環境にあるんだとしたら、アクセス権限についての部分がどこら辺に書かれているのかなというのがちょっと、まだ評価書の中で発見できていなくて。その辺りを確認させていただければと思います。恐らく審議のポイントの②に当たる部分かなと思うんですがお願いいたします。

○会 長：ありがとうございます。市民税課の方から御説明をお願いします。

○担 当 課：全項目評価書の 29 ページです。まず結果から申し上げますと、担当職員にのみＩＤ・パスワードを付与しておりますので、担当職員以外は、まず閲覧等することはできません。ですから、担当職員以外の第三者が、そこを開いたとしても、その個人情報を検索することは不可能となっています。それに関しましては、全項目評価書の 29 ページの一番下ですね。具体的な管理方法というところに記載があります。

○御明委員：従来からやっておられることやね。

○担 当 課：そうです。ただ今回また別に、新たに先ほど廣井副会長が言われてました、申請管理システムにアクセスする権限というのは、今回新たに発生しておりますので、それに関しては担当者のみＩＤ・パスワードを付与するという形になっています。実際に市が使うところは、申請管理システムのみを我々が使うことになりますので、それより前段階は、市側は一切入ってい

けません。我々市民税課の職員は入っていけないところになりますので、今回申請管理システムを利用するにあたって、また新たにＩＤ・パスワードを付与するという形になります。

○副会長：はい、分かりました。ありがとうございました。プラスもう一つこのアクセスについては、ログとかを取られているのでしょうか。多分これ全体に言えることで、今回の変更に関するところだけじゃないかもしれないんですけど、誰がどのタイミングでアクセスするか、どのＩＤがアクセスしたっていう、ログですね。

○会長：これ市民税課さん説明できますか。

○担当課：こちらは一応ログとして、従来もログは残しているんですけども、今回に関しましては住民税システム内で。

○福澤委員：何ページですか。

○担当課：全項目評価書の 30 ページです。ちょうど真ん中辺りです。題名で言うと「特定個人情報の使用の記録」というところです。その具体的な方法として、住民税のシステム内で特定個人情報を取り扱った場合、全て日時等、ログで残しております。どの職員が何時に、いつ行ったかっていうのは、ずっと残っております。一応この内容は全て検索できるようになっています。

○会長：はい。ありがとうございます。廣井副会長大丈夫でしょうか。

○副会長：ありがとうございます。システム側の方のリスク対策をしっかりと明記されていることを確認いたしましたので、ありがとうございます。

○福澤委員：今のちょっと関連するんですけども、アクセスログというのは、定期的に監査しないと意味がないんで、ここは「必要に応じて」という記述になっているところが、ちょっと気になるんですけども、その辺はどんなふうに定期的な監査を行っていますか。

○担当課：ひと月に１回、ログの確認は行っております。基本的に個人情報を取り扱っている職員がいた場合、担当職員以外で、もし仮に何かあった場合すぐに分かるようにして、そのときに何の必要性があったのかとか、そういうのは追及するようにはしています。今のところその例はありません。

○福澤委員：今の質問と加えてなんですが、そうするとそのＩＤとか、認証情報の管理に関して、一般には情報システム、マネジメントシステムのようなことが動いていると思うんですけども、その辺の今おっしゃってくださったことは、評価書に書いてありますか。それとも書いてないですか。

○担当課：評価書の中では月に１回行っているという記載はないです。コンプライアンス推進課さんの方針として。

○事務局：特定個人情報を取り扱っているシステムについては、月に一度定期的にログは確認するようというということで、全庁的にコンプライアンス推進課から通

知を流しております。

○福澤委員：はい。多分その具体的な施策は月に1回か2か月に1回かっていうのは、市によって違うと思うんですけども、そういう具体的な施策を書いてある、そのリーディングが書いてある資料があるのか、ないのかっていうところなんです。特にないんでしょうか。

○事務局：コンプライアンス推進課から出している通知文はあります。

○福澤委員：なるほど。はい、分かりました。あともう一つすいません。どんどん聞きたくなってしまうんですが、VPNを接続して、職員の方が御自宅から接続してアクセスするようなこともあるんですか。

○担当課：住民税のこのシステムに関しましては、完全に外部と遮断されておりますので、在宅とか、外部からの情報は一切入れなくなっています。

○福澤委員：VPNも許可していないということですね。

○担当課：はい。一切在宅ありませんし、そういうのは一切、外部から許可していません。

○福澤委員：分かりました。このことはこの評価書のどこかに書いてあるんですか。何かそういうのは、もう1つぐらいあるのかなっていう印象を持ったもので。

○会長：違っていたら訂正いただきたいのですが、今の部分は、この事務はこういうシステムで行っているというその説明の中で書かれているというか、外部からアクセスしないとは書いてないんですけど、「閉じたシステムです」というようなことが何となく定性的に読めるような記載がどこかにあるんじゃないのかなと思うんですけど。記載あるいは、絵がそのような絵になっているとか、何かそういうことなのかなと、先ほどの御質問に関しては思いましたが、例えば、全項目評価書の9ページに書いてあったりはしないんですか。

○福澤委員：例えばIDとか認証は、どういう手法を使うとか、ICカードを使うとか、生体情報を使うとか、いろいろあると思うんですけども、そういう具体的な施策に関しての記述は、評価書には入ってなくて、何か別にあるのかなという、そういう質問です。

○担当課：申し上げますと、全項目評価書の29ページです。リスクの4番「入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」というところのリスクに対する措置の内容で、1、2とあるんですけども、そこの2番の技術的な措置です。ここで、「納税者等または国税庁からの特定個人情報の入手は、地方税ポータルセンター（eLTAX）から審査システム及び国税連携システム、サービス検索・電子申請機能まで、閉域網であるLGWANを通じて、暗号化通信を行って入手している」というところと、後はもう一つ下のところ、「個人住民税システムは、インターネットと直接接続していない」

というところの2か所になり、外部接続は物理的には無理です。

○御明委員：ちょっと教えてください。先ほど概要資料で説明された。もともと枚方市では、市民税課が個人住民税システムを運用されているんですよね。もともとずっとこれ長年ね。現状についてはこの説明がありました。移行後については、現行の個人住民税システムは変更ないですよね。

○担当課：ないです。

○御明委員：ないですよね。先ほどあったのが、e L T A Xと、それからサービス検索・電子申請機能、それから申請管理システム、これが新たに国の指針により付加されますよと。この部分が国の指針どおりできていますかという、その今日は審議会ですよね。

○担当課：基本的にはそうです。

○御明委員：この部分ですよ。ですからそのところを今まで従来から運用されていた、いわゆる個人情報の取扱いも含めて、この個人住民税システムの中身のことについての説明もされているので、ちょっと我々誤解するわけです。それと先ほど会長が言っておられたように、国の指針どおりできていたらいいんです。だから我々としては、国の指針そのものが把握できていないんで、本当に評価のしようがないんですよ。正直なところ。だからもう完璧に国の指針どおりやっていますよ、ということであれば、ただ、手続論の話で、市民と学識経験者の方に一応こういうことで諮問しなければ、国への報告ができないからということでは我々が集まっているんですか。

○会長：手続について、事務局からお願いできますか。

○御明委員：簡単でいいですよ。

○事務局：紙ファイルをお手元に一部ずつ置いておまして、こちらの中にインデックスがありまして、これの一番最後のインデックスのところに「指針」というインデックスがついてるところがあると思うんですけども。

○御明委員：いやだから、国からそういうことを定められているかどうかですよ、私の意見は。そのところを知りたいだけで、くどいようですけども、要するに変更点は、ここの部分だけですよ。この変更といわゆるe L T A Xとサービス検索と申請管理システム、これが市民の利便性が図れますよと、それがマイナンバーカードで全て紐づけで、いわゆる保険証や、あるいは自動車運転免許証と同じような考え方で、それが今までは紙ベースでしか申請ができなかったけれども、これだけのことができますよと。それについて、国はきちっとできてるかどうかを知識経験者と住民代表の方に諮問しなさいと、こういうことなんですね。会長は、それだけだったら、集まった甲斐がないので、その他のことでも、いろんなことで意見交換してくださいというお話をされました。だから私もそれで大賛成です。だか

らその方向で、本当に勉強不足で申し訳ないけれども、国の指針というのが非常に大きい幅、たくさんあるんで我々一般市民としては全然把握できていないですよ、正直な話。それがそのとおりできているかと言われても、今日のこの僅かな数時間のこの資料を見て、これも膨大な資料ですよ、これ。それを一つ一つ眺めて、それを判断することはできない。

○福澤委員：ちょっと今のは違うんじゃないですか。国は指針を示すけれども、それを採択する方には、採択する責任がありますから、これでいいかどうかは、少なくともやっぱり判断するのが、大変なのはもちろんなんですけど、やっぱり大事なことであって、国に言われたから、それでいいっていうのとはやっぱり違うと思います。

○御明委員：国に言われているからではなく、国どおりの指針どおりできてるかどうかということを確認してくださいということなんです。確認してくださいということなんです。

○福澤委員：指針の妥当性を判断するのを、採択する側は。

○御明委員：指針は曲げられないんですよ。それはもう全国统一やから。枚方だけの話じゃないから。全国一斉に指針が流れてくるんですよ。

○福澤委員：その指針が妥当かどうかは、国が行ったパブリックコメントに答えるべきタイミングなので、今ではないと言われてれば確かに。

○御明委員：そういうことですね。タイミングじゃないです。もう走り出しているわけですよ。

○担 当 課：先ほどの福澤委員がおっしゃるような御意見とか御質問はすごくありがたくて、ここにもしかしたら記載をもう少しした方がいいんじゃないとか、そういうのはやっぱり委員の方から質問があって初めて我々も分かったりするところがありますので、御意見や御質問はありがたく頂戴しています。ここを載せれば後からもう1回修正で、軽微な修正の場合は審議会を開く必要がなく修正もできますので、そういったことも含めて、今回質問していただけるのは、ありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○御明委員：その中で、技術的なことは私は正直あんまり分かりません。一住民なので。ただですね、今日添付資料で出されてるパブリックコメントの中で、一市民の方ですよこれ。不正が起こることを想定ということを書いておられるんですが、市役所としては、この不正の捉え方、どういう不正を想定されているんですか。どういう不正を想定して、またそれに対しての対策はどう考えておられるんですか。

○担 当 課：基本、悪意のある第三者が外部から入ってきた場合であるとか、先ほど申し上げた担当者以外が不必要な情報を入手するとか、そういったことを防ぐ。若しくは外部からサーバーに侵入するとか。そういったことを防ぐた

めです。そういったことに対しては、措置を講じている。今であれば、外部から入れないように、サーバー自体を枚方自体に置いてまして、一切、外部、インターネット等からの接続はできません。また職員以外にはIDを一切渡していません。職員以外が検索することもできないようになっています。他の部署であるとか、他の第三者、先ほど申し上げたようにアクセス権限を持っていない職員は一切入ることも、同じ課の中でもアクセス権限を持っていない職員が入れない領域もありますので、そういった策は講じております。

○御明委員：それは従来からされていることじゃないんですか。

○担当課：それは、もともとしないといけないことですね。

○御明委員：従来からされていることなんですよ。

○担当課：はい。

○御明委員：だから今回特定ということで、いわゆる個人情報が流出する可能性が高くなるわけですよ。だから、それだけ個人情報の流出が非常に懸念されることが多くなる中で、新たに何か取組をされているんですかということを知りたいんですよ。新たに。だから従来のやり方は分かっているんですよ。やっていることだから、今回この特定情報ということで、今までに比べて便利になります。便利になる反面、個人情報の流出の危険性がありますよ。だから今回はプラスでこういうこともやりますということはないんですか。従来のそういう対策に対して、もう一つ何か二つ三つという。

○会長：ちょっと議論を整理したいんですけど。従前から市民税の申告事務においては、マイナンバーを伴って紙ベースで申告していただいていると。その先の事務については、紙ベースで申告していただいていると。申告のルートが新たに今回その電子ルートでの申告ができるようになると。なので、入手ルートの部分だけが今回事務の内容が変わるので、その先の部分、漏えいのリスクとかに関しては、今回この事務が変わることに伴って、そこが何か変わるっていうものではないのかなと思って、私は理解をしているんです。そして、その入手のルートが変わることに伴って、仕組みが変わるので、何かそれに伴う対策が何かありますか、ということなんですけれども。それは、先ほど説明されたところがそれなのかなと思って、お聞きしたんですけど。もう一度よろしいでしょうか。

○担当課：今回使う回線、まずインターネットの回線になってくるんですが、そこはLGWANと言いまして、行政しか使えない回線になっております。ここに関しては外部からの侵入が防がれている。これは共同機構等の開発でやっているんですけれども、もともと行政間のLGWANシステムがあり、それを使って今回させていただきますので、まずここでの漏えいは、基本的にはないという認識をしています。その先、そこから情報を取得して、

そこから先ほど申し上げたように、アクセス権限がある職員しかできないので、市民税課の中の全員ではなくて、課の中で特に今回のシステムに関するアクセス権限を持つごく一部の人間だけが入手可能とさせていただいています。

○御明委員：分かりました。アサヒビールが非常に大変なことになったこともあり、これだけ利便性が図れると、そういうことも私やっぱり心配するんですよ。ああいう形で個人情報がどんどん流出すること、逆にそういった懸念はないんですか。

○担当課：まずそもそもにおいて、この市民税のシステムがインターネットと切り離されているところ。それから、申請管理システムを通じて、国のマイナポータルのところからデータを取るということ、閉鎖の空間になっているところから、外部からの侵入というのは、かなりリスクが低い環境になっておりまして、今おっしゃられた、いわゆるランサムウェアのような攻撃です。そういったものに関しては、これまである種、リスクとしては変わらないといえますか、内部的に特異な経路をとってきた場合のみ発生するようなケースになっていますので、特段そのリスクが、これまでより非常に上がっているということではないのかなと考えています。

○御明委員：心配は要らないということですね。

○担当課：はい。

○御明委員：大丈夫ということなんですね。

○会長：ありがとうございます。割と活発な議論ができてきたかなと思いますのでまとめに入っていきたいと思います。

まず先ほども御説明しましたように、諮問書を拝見させていただくと、答申の観点が2つあって、まず実施手続等の適合性について確認をするというのと、今活発に議論されたのはどちらかというこの②の中身の議論だと思えるんですけど、中身が妥当であるかという、その2点の観点があります。まず1点目の観点、手続的な観点ですけども、これに関しては、この配付資料の中の別添5が、この観点から審議してくださいということを示した資料だと思います。特定個人情報保護評価指針第10-1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項という資料ですね。ここが割と今までの議論の中では議論されていなかったんですけど、適合性の部分については、「しきい値判断」に誤りがないか、ですけども、これは30万人を超える市民の方が対象になるので一番厳格な手続でやりましょうということに今回則っていて、適切な実施主体が実施しているか、これは実施主体に関しては、実施主体とは市のことですね。市が市の事務としてやることについて、市がこの保護評価書を作っているということで、これについては問題ないと。公表しない部分、これは特にないということですか

ね。あえて非公表にしている部分は、今回の評価書の中にはないということですかね。

○担当課：はい。

○会長：「適切な時期に実施しているか」というのは今回、来年度から事務が変わるので、それに先立って、今この評価書の変更をして、これを我々に諮問していますので、時期は適切であろうと。適切な方法で広く国民、今回であれば住民ですけれども、意見を求め、得られた意見を考慮した上で必要な見直しを行っているか」に関しては、先ほど御明委員がおっしゃられた、このパブリックコメントを市民向けに公開して、これに対して意見を求めて、出た意見については、この考え方の趣旨としては、既存のこの評価書の中の取組で十分対策できていますということが書かれているのかと思いますので、この5の部分はされているということです。あと6の部分に関しては、事務の実態に基づき云々、求められる全ての項目について、検討し記載されているかに関しては、これは基礎項目評価と全項目評価について、全体について評価をしている評価書を作られているということなので、問題ないと判断されるので、まず手続の適合性については、問題がないと判断されます。

次に審査の観点の二つ目である「評価書の変更内容の妥当性について」ということで、従前から変わることのない部分も、今回変わる部分も含めて今活発に議論をいただきましたけれども、変わる部分に関しても、これはちょっと中身を事細かに検討していくのは、極めて難しいというのは、まさにおっしゃられるとおりにかなと思うんですけれども、変更部分の妥当性について、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクの対策は適切であると考えられるということと、あと漏えい・滅失・毀損リスクへの対策についても問題がないと考えられると。十分対策をされているということを御説明いただきましたので、そこについて妥当であると判断できるということであれば、この審議会の意見として妥当であるという意見を取りまとめたと思うんですけれども、いかがですか。異論ないでしょうか。

○福澤委員：小さな軽微な、意見なんです。28ページの一番最初のところe L T A Xの入手に関してなんですけども、「誘導において、理解してもらいながら操作をしていただき」という、ここだけ「いただき」と丁寧な表現になっていますので、「操作を誘導し」とか普通の文面がいいなと思います。

○会長：表現面では軽微なところなので、事務局において、表現方法については検討いただくということで。そこを除いては基本的に妥当であるという、そういう御意見でよろしいでしょうか。大丈夫ですかね。廣井先生いかがでしょうか。

- 副会長：すみません、今更で申し訳ありませんが、1つだけいいでしょうか。「サービス検索・電子申請機能」のところの本人確認については、基本的にe L T A Xに付随している本人確認の仕組みを使うということでいいでしょうか。その機能自体が本人確認の仕組みを何か持っているのか、それともe L T A Xのしっかりとした仕組みに付随という分け方なのか。
- 会長：事務局、分かりますか。
- 副会長：そこだけ確認させてください。
- 担当課：マイナンバーカードを使って申請をしていただく、マイナンバーカード以外では今のところ申請ができない状態になっていますので、そこでの紐づけになります。
- 副会長：マイナンバーカードとの処理を紐づけの処理がe L T A X側でやられているのか、それとも「サービス検索・電子申請機能」でやられているのか。この機能でやられているのであれば、リスク対策として、本人確認の仕組みがちゃんと動いているかというのは、しっかりと評価のポイントになると思うのですが。e L T A X側でやられているのであれば、ここまで細かく評価の資料に書く必要はないかなと思っています。なので、どちらが持つ機能なのかによって変わってくるかなと思うのですが。
- 担当課：電子署名の検証の処理自体は、「サービス検索・電子申請機能」の方で行われています。こちらは、マイナポータルに付随するものですが、デジタル庁の方で管理運営されてまして、市としては、その検証された結果を受け取るという形になります。
- 副会長：ありがとうございます。本人確認の機能としては、枚方市でやるというよりは、そもそもデジタル庁なり何なりの仕組みを使うという認識をいたしました。はい、ありがとうございます。他は大丈夫です。
- 福澤委員：ちょっと教えていただきたいんですけども、先ほど私のIDパスワードの件から、今の御意見いただいたんだと思うんですが。ここで議論しているのは、一般に考えると、ポリシーの部分までかなと考えています。実際の規則とかプロシージャのところは、処理については特に用意されていないように思うんですが、その認識で合っていますか。例えばIDとか、今回の議論になっている評価書はよく分かります。構造として思っているのは、ポリシーの部分までかなと認識しています。例えばIDと認証を行うと本人確認をするっていったときに、どういう本人確認をするかという具体的なことまでは書いていないと思っています。それはそれでいいと思うんですけども、そういう下部のことを具体的に書いたものは存在していないと思ってよろしいですかね。
- 副会長：今のお話ですと、本人確認の部分は、そもそもの枚方市さんのお持ちの全体のシステムの機能として持っているわけではなくて、別のシステムにな

ってしまうので、また別の話だと思うんですよ。確かにかなり細かい話までは載せる必要はなく、評価のポイントを載せることが重要なので、もしもその本人確認をこちらですというんだったら、その本人確認が正しくリスクを対策されているかっていう点については、書き出さないといけないと思います。その手順がどうであるかっていう細かいことまでは要らないんじゃないかなと個人的には思うんですが。ただ今回の対象ではないので。

○福澤委員：そうですね。今回の対象ではないことはよく分かります。ただ、こういうものはPDCAが回らなくちゃいけない仕組みになっているじゃないですか、そもそも。そういうレイヤーの話がここには見えないのは、それはなぜですかという質問です。これまでの経緯が分からないので、PDCAが回るとか回らない仕組みについての記載がないことについては何か御存じかということです。

○副会長：ごめんなさい。PDCAが回るっていうのはどういった感じのことでしょうか。

○福澤委員：例えば監視をちゃんとしているとか、何かあったときにポリシーを見直すとか、そういう話に関する記述はないように思うんですけども、それは特に問題ないと思ってよろしいですか。ということは今度また議論させてください。今日の範囲を超えていることは私も理解しています。それについては、また今度対面でお話聞かせていただければと思います。

○会長：今の議論はまたちょっと担当課で、こういう御意見があったということを踏まえて、これはどっちかという担当課マターだと私は思うので、またちょっと検討してください。

○御明委員：今福澤委員が質問されたことについては、従来のことの質問なんですか。今回のことなんですか。

○福澤委員：今回とは違います。

○御明委員：そういうことなんですね。

○福澤委員：すみません。つい質問してしまいました。

○御明委員：いいんですよ。心配されるのは当然ですから。

○川崎委員：別な表現をすると、福澤委員が言われようとされていたのは、ポリシーの部分ではなくて、IDのVPNの話をされた。そういうのはどこに書かれてるんですかっていうことを強調されていたので、そこから推測すると、月に一度、そういうチェックをされているときの、そのプロシージャはあるんですか、ないのですかということ言われているんだろうなと。それをつくるかどうかは、また別の議論としてあるんだろうなと。そこは多分、福澤委員が気にされてて、書いてないので、その月一度の手順が守れるんですかっていうようなことを言われているんじゃないかなと、私は横で聞

いていて思いました。また別な議論かもしれません。

○担 当 課：先ほど御質問を受けたように、いろんな御意見が出てきまして、軽微なもの、例えば先ほど言ったように、追記するしないは、我々もまた確認させていただいた上で、月に一回するっていうのは、もともとここに載せておいた方がいいよね、ということであれば、コンプライアンス推進課と話し合った結果、また記載をさせていただきまして、それは判断させていただきます。ありがとうございます。

○御明委員：私が気になったのは、福澤委員が言われた無責任なことはしたくないと。本当にそのとおりなんです。ただ、私はもう一般市民であり専門的なことは分からないので、ちょっとあえて言わせていただいたんですが、本当にね、国どおりの指針に沿った運用をきちっとしていただいているのであれば私は良なんです。だけどそここのところが見えてこないから、あえて言わせていただいたんですよ。ですけれども無責任ということについてはね、私もそうしたくないんで、きちっとやりたいんだけど、何が問題で、何がどうということが、今日のこの資料から見えてこないんですよ、本当に正直見えてこないんですよ。何を指摘していいのか分からない。ただ、ここに書いてあるように、個人情報保護評価指針に定める実施手続に適合した保護評価を実施していますか。こう問われても、お答えのしようがない。本当に正直なところ。それから、目的に照らして妥当と認められるかと聞かれても、それで「はい、そうです」ということは言えないんです。ですから、もうちょっと事務局で今日の審議会は工夫をしていただきたかったという思いがあります。

○会 長：今の内容も含めて、また今後の運営については工夫をお願いできればと思います。中身に関してなんですけど、私は、今日の変更内容の何がポイントなのが見えてこなかったのかっていうのは、その外部のシステムを利用しにいけますっていうことが、今回の変更点なので、枚方市独自に何か新しく変更するところが大きくはないから、ポイントが見えてこなかったのかなと思います。あとは「そのシステムを使う事務になります」ということが、一言で言うとそれが今回の変更点なので、何がどうっていうのが詳しく書けない。あるいは詳しく説明できないということになったのかな、と私は思いました。

○御明委員：この表現がね、きちっと実施されてるか。妥当と認められるか。と聞いてこられてるから、そここのところが見えてこなかったです。会長がおっしゃっているとおりだと思いますよ。そのとおりだと思います。だから、それによって国に今度答申されるわけですね、これ今日の会議をね。

○会 長：市に対する答申です。

○御明委員：市に対する答申。市がそういうことをまた答申されるんじゃないですか。

○事務局：国へも含め、公表はさせていただきます。

○御明委員：我々こういう審議会を通じて意見を求めました。それについてはこうでした。ということで、手続を踏んでいかれるわけですね。だから、無責任なことは言えないという気持ちがあるわけです。

○会長：では改めて、答申の内容について確認させていただきます。今回の諮問第 650 号につきましては、本件特定個人情報評価書については、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価が実施されるとともに、その内容は同指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らして、妥当であると認められるということで答申をすることで御異議ございませんでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

○会長：異議はないものと認めます。諮問第 650 号、個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書についてはそのように答申をいたします。
以上をもちまして、本日の諮問案件は全て終了いたしましたので、令和 7 年度第 2 回枚方市情報公開個人情報保護審議会を閉会します。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。